

山村振興計画

令和2年度

岩手県雫石町

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
岩手県	雫石町	平成 17 年度 (令和 2 年度)
振興山村名	御所村、御明神村、西山村	
指定番号	第 716 号	

I 地域の概況

1. 自然的条件

(1) 地理、地勢

本山村地域は、岩手県の中西部にあって秋田県に接し、南西北部を奥羽山脈に囲まれ、地域を流れる葛根田川、雫石川、南川等その支流に沿って集落が点在する盆地型山村である。地域の面積は町の総面積の 95%を占める 57,733ha で、その 81.3%を林野が占め、耕地はわずか 7.8%に過ぎない。

地勢は、秀峰岩手山をはじめ 1,000m 以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めているが、地域内各地に温泉が湧出し、詩情豊かないで湯の里を創出しており、町を取り囲む山岳をみなもととする清冽な河川にも恵まれている。

(2) 気候

気候は年平均気温 9.8℃と比較的冷涼である。

2. 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

雫石町の平成 17 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 19,425 人に対し、令和 2 年 4 月 1 日現在は 16,263 人と 16.3%の減少を示しており、人口構成の推移は年少人口比率（0～14 歳）が令和 2 年 4 月 1 日現在において 10.1%（平成 17 年度当初 10.9%）、一方、老年人口比率（65 歳以上）は令和 2 年 4 月 1 日現在において 37.4%（平成 17 年度当初 26.8%）であり、引き続き、少子高齢化が進行している。

所得水準は、雫石町民 1 人当たり個人所得 2,426 千円で、県平均に比較して 87.52%となっている。（平成 29 年度）

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上
H12 年	11,237	1,498	1,807	1,903	3,332	2,697
H17 年	10,677	834	1,572	1,656	3,248	3,367
H22 年	10,177	1,025	1,401	1,471	3,098	3,182
H27 年	9,290	874	1,131	1,345	2,727	3,213

(参考：住民基本台帳人口 各年度 4 月 1 日現在の数値)

年度	町全体					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上
H12 年	19,750	2,840	3,303	3,393	5,817	4,397
H17 年	19,055	2,480	2,883	3,130	5,649	4,913
H22 年	18,033	2,065	2,400	2,875	5,487	5,206
H27 年	16,981	1,815	2,003	2,684	4,780	5,699

(出典：町全体は、国勢調査)

(2) 産業構造の動向

基幹産業は、農業を中心とする第一次産業で、全就業者の18.2%を占めている。農業は、基幹作目である稲作を主体とし、畜産、野菜、菌茸及び花卉を組み合わせた複合経営が定着しているが、農外所得への依存度が高い。林業は、近年、木材価格の長期低迷や林業労働者の減少、高齢化等により、生産活動の停滞と森林の管理・育成の水準が低下してきている。

産業別生産額の動向

(単位：百万円)

年度	振興山村			町全体		
	全体	1次産業	2次産業	全体	1次産業	2次産業
H12年	—	—	—	42,452	3,450	12,632
H17年	—	—	—	35,486	3,164	7,627
H22年	—	—	—	38,410	2,470	11,335
H27年				53,361	3,139	11,335

(出典：町全体は市町村民所得推計、振興山村のデータは捉えていない。)

産業別就業人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村			町全体		
	全体	1次産業	2次産業	全体	1次産業	2次産業
H12年	6,785	1,851	1,566	10,956	2,303	2,696
H17年	6,369	1,736	1,244	10,419	2,182	2,084
H22年	5,747	1,459	1,048	9,494	1,835	1,785
H27年	5,420	1,334	1,047	9,148	1,663	1,797

(出典：振興山村、町全体とも国勢調査)

(3) 土地利用の状況

本町の面積の75.3%は、森林であり、その内、約半数はスギやヒノキなどの人工林が占めている。一方、耕地は約9.3%であり、そのほとんどは小区画の水田となっている。

土地利用の状況

(単位：ha)

年度	振興山村							
	総土地 面積	耕地面積					林野面積	
		田	畑	樹園地	その他	森林		
H12年	57,751 (100%)	4,451 (7.7%)	3,161 (5.5%)	1,287 (2.2%)	2 (0%)	0 (0%)	47,073 (81.5%)	45,005 (77.9%)
H17年	57,751 (100%)	4,482 (7.8%)	3,165 (5.5%)	1,313 (2.3%)	3 (0%)	0 (0%)	47,071 (81.5%)	— (%)
H22年	57,751 (100%)	4,320 (7.5%)	3,127 (5.4%)	1,190 (2.1%)	2 (0%)	0 (0%)	47,101 (81.6%)	— (%)
H27年	57,733 (100%)	4,491 (7.8%)	3,151 (5.5%)	1,335 (2.3%)	4 (0%)	0 (0%)	46,928 (81.3%)	— (%)

年度	町全体							
	総土地 面積	耕地面積					林野面積	
		田	畑	樹園地	その他	森林		
H12年	60,901 (100%)	5,014 (8.2%)	3,631 (6.0%)	1,374 (2.2%)	9 (0%)	0 (0%)	48,060 (78.9%)	45,992 (75.5%)
H17年	60,901 (100%)	5,678 (9.3%)	3,610 (5.9%)	2,014 (3.3%)	53 (0.1%)	0 (0%)	48,057 (78.9%)	46,089 (75.7%)
H22年	60,901 (100%)	5,499 (9.0%)	3,538 (5.8%)	1,912 (3.1%)	49 (0.1%)	0 (0%)	48,095 (79.0%)	46,035 (75.6%)
H27年	60,882 (100%)	5,651 (9.3%)	3,564 (5.9%)	2,033 (3.3%)	54 (0.1%)	0 (0%)	47,918 (78.7%)	45,858 (75.3%)

(出典：振興山村、町全体：総土地面積、耕地面積、林野面積、林野面積統計すべて農林業センサス、一部データなし)

(4) 財政の状況

主要産業である農業、特にも稲作について、米価の下落によるものに加えて、生産年齢人口の減少により税収が低迷する一方、高齢者人口の増加により医療等に対する財政支出が増加しており、財政状況は厳しくなっている。

市町村財政の状況（町全体）

（単位：千円）

区 分	平成 17 年度	平成 30 年度
歳入総額 A	8,494,171	10,577,829
一般財源	6,549,758	6,315,347
国庫支出金	355,684	1,005,525
都道府県支出金	786,860	837,056
地方債	485,300	1,269,337
その他	316,569	1,150,564
歳出総額 B	8,327,605	10,379,321
義務的経費	3,543,561	3,896,162
投資的経費	1,105,131	1,898,207
うち普通建設事業	1,049,271	1,531,729
その他	3,678,913	4,584,952
歳入歳出差引額 C (A-B)	166,566	198,508
翌年度へ繰越すべき財源 D	24,886	47,235
実質収支 C-D	141,680	151,273
財政力指数	0.4	0.379
公債費負担比率	17.4	12.5
起債制限比率	11.7	4.4
経常収支比率	85.7	93.7
地方債現在高	8,400,873	8,934,620

出典：平成 17 年度及び平成 30 年度の地方財政状況調査

II 現状と課題

1. これまでの山村振興対策の評価と問題点

本地域は、昭和 45 年度に振興山村に指定され、同年度に第一期、昭和 53 年度に第二期、昭和 62 年度に第三期、平成 8 年度に第四期、平成 13 年度に第五期、さらに平成 17 年には総額 160 億円にのぼる山村振興計画〈第六期計画〉を策定し、交通網の整備、農林業の振興、社会生活環境の整備等を中心に、各種施策を推進している。

これらの対策により、交通施策では、町道整備による日常生活の利便性の向上や歩行者の安全対策、危険箇所の解消が図られ、産業生産基盤施策では、農道、林道、かんがい排水、森林の適正管理、営農用飲雑用水施設の整備により、農林業の生産基盤の強化が図られた。

経営近代化施策においては、本町と西和賀町をつなぐ県道盛岡横手線が改良整備されたことから、物流の迅速化が図られた。また、大村地区に県営中山間地域総合整備事業による用排水施設や暗渠排水の整備が進められており、基盤整備が強化されている。

社会生活環境施策では、農業集落排水施設及び消防施設等の整備が図られ快適な生活環境の向上に成果が得られた。大村地区には県営中山間地域総合整備事業による営農用飲雑用水施設の整備により農村の生活環境の整備が進められている。

国土保全施策においては、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金が実施され、国土の保全と山村のもつ多面的機能の維持や集落の活性化が図られているが、日本を取り巻く少子高齢化の波は、都市部より山間地域に直接的な影響を与え、高齢化と後継者不足による農林業者人口の減少を招いている。

2. 山村における最近の社会、経済情勢の変化

地方自治体を取り巻く財政環境の悪化や、地域住民の所得水準が他地域より低位にあることにより、農林業基盤整備、生活環境の整備は未だ十分とは言えず、農道をはじめとする農林業生産基盤の整備、地域の特性を生かした複合型農業経営のより一層の推進、地域住民の生活の質的向上に対応した営農用飲雑用水施設や農業集落排水施設等の整備、教育環境の整備、若年層の就労の場の確保や新たな地域産業の創出が緊急の課題となっている。

3. 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

基幹産業である農林業は、後継者の減少や、従業者の高齢化、兼業化が進み、森林、農用地等の管理水準が低下し、国土管理機能の低下が懸念される。

このため、地域を取り巻く経済社会情勢の変化に適切に対応しながら、道路交通網の整備、地域の特性を生かした農林業の振興を図るための基盤の整備、地域資源の見直しによる内発的な産業の創出や育成による多様な雇用機会の確保や集落排水等の生活環境の整備を図る必要がある。

また、山村のもつ豊かな自然環境を生かした交流の場を創出することにより、自然環境との調和・共生の視点に立って、森林、農地等の保全と地域の活性化を図っていく必要がある。

4. 山村における新たな課題

人口減少や高齢化の進行により、これまで地域で受け継がれていた農林産物の生産技術や食品の加工技術、伝統的な生活技術や農耕礼儀等が急速に失われようとしている。

木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギー源や農林産物については、地域内で自給できる潜在力を有しているが、人材や労働力不足のために十分に活用できていない状態となっている。

このため、引き続き産業基盤の整備を図るとともに、地域資源を活用し安定的に雇用を確保できる企業の育成に加えて、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を活かした地域産品の販売促進や観光の振興等により山村の活性化と定住促進が不可欠となっている。

また、本地域には救急医療施設がないことから救急医療に対する不安が大きいというえ、少子高齢化による高齢者の増加に伴い、介護サービスの重要性が高まっており、適正な医療・介護サービスの確保が大きな課題となっている。

Ⅲ 振興の基本方針

1. 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

地域の基幹産業である農業は、稲作を中心とした、複合経営が定着しているが、農外所得への依存度が高く、自由競争の激化等農業情勢が変化する中で、地域資源を有効に活用し、安定的、効率的で収益性の高い農業生産体制を構築し、「体質の強い農業構造を確立する」ことが緊要な課題となっているため、法人化等を通じた農業経営の強化を図ることが必要である。また、後継者の減少や高齢化の進展により耕作放棄地の増加傾向にあることから、新規就農や企業の参入等による多様な担い手の確保と定着を図っていく。

2. 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

林業においては、森林面積の約7割を国有林が占め、公有林は1割、残りの2割が民有林で、その約3割が人工林である。木材価格の低迷や後継者不足等、林業を取り巻く環境はきびしく、経営が難しい状況となっていることから、林業生産活動は総じて停滞傾向で推移し、森林の管理水準が低下しており、森林の持つ多面的な機能の維持を行なう為、管理保全が緊要の課題となっている。

道路は、年々整備されてきたが、集落が点在しているため、幹線道路に接続する町道に未改良路線が多く、生活関連道の整備が依然遅れており、さらに高齢者や子ども等の交通弱者へ対応した整備が必要となっている。

生活環境は、高齢化の進行や生活様式の変化に伴うニーズの高度化、多様化等に対応した施設等の整備がなされてきたが、ライフスタイルに応じた良質な住環境の、より一層の整備が望まれている。観光は、岩手山周辺をはじめとする数多くの自然系観光資源に恵まれているが、長引く景気低迷の影響により、観光客の入れ込みは、年々減少傾向にある。

3. 山村振興の目標を達成するための主な方法

このような状況を踏まえて、本地域の振興方針を次のとおりとする。

地域住民の日常生活における利便性の向上を図るため、道路交通網の整備を推進する。農林業の生産性の向上を図るため、生産基盤の整備を進めるとともに、魅力ある農業の確立と担い手の育成・確保のため、地域の特性を生かし、農畜産物の低コスト化と付加価値を高めた新たなブランドの確立を目指すとともに、「安全・安心・愛される農作物」を市場に安定的、効率的に供給し、生産・加工・販売の一貫体制を構築し、高付加価値生産システムづくりを推進する。さらに農業集落排水施設、文教施設、消防施設の整備等を実施し、ゆとりある快適な生活環境づくりを推進する。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等山村の国土管理に果たす役割はますます重要性を増してきていることから、各種施策の実施にあたっては、緑豊かな自然環境との調和を図りながら、山村の有している役割を積極的に果たしていくこととする。

これらを達成するための重点振興施策は、次のとおりとする。

- 1 農林業の生産性の向上を図るため、農道及び林道等の基盤整備を推進する。
- 2 住民の快適な生活環境の向上を図るため、道路、農業集落排水施設及び消防施設を整備する。
- 3 山村地域の多面的機能（自然環境保全、国土保全、水源のかん養等）の維持保全を推進する。

IV 振興施策

1. 振興施策

(1) 交通施策

- ・ 山村地域と他地域を有機的に連絡するため主要地方道盛岡横手線、一般県道雫石東八幡平線、紫波雫石線を整備する。
- ・ 集落を有機的に連絡する町道の安全で良好な環境を確保するため、道路改良・舗装及び歩道を整備する。
- ・ 主要幹線道路と集落を有機的に連絡する橋梁の安全で良好な環境を確保するため、老朽化した橋梁を計画的に再整備する。

(3) 産業基盤施策

- ・ 農業の生産性向上を図るため、農道及びかんがい排水施設等を整備する。
- ・ 森林資源の育成及び有効利用を図るため、基幹的な林道を整備するとともに、間伐等の森林の適切な保育管理を推進する。
- ・ 汎用耕地化のための基盤改良と生存条件、生活条件、アメニティ条件の向上を図るため、営農飲雑用水施設及び暗渠排水の整備を推進する。
- ・ 畜産の担い手育成を図るため、草地造成・整備及び畜舎等の施設整備を行なう。

(4) 経営近代化施策

- ・ 生産条件が不便な農業の生産性向上と農家の高齢化に対応した省力化を図るため、ほ場整備及びかんがい排水整備をきめ細かく推奨する。
- ・ 林業従事者の減少と高齢化を踏まえ林業施業の効率化を図るため、期間的な林道の整備（山村代行制度）を含む路網の整備を行う。

(5) 地域資源の活用に係る施策

- ・ 所得と雇用の増大を通じた本地域の活性化と定住促進を図るため、薪炭や山菜などの特色ある地域農林産物の加工・販売の強化に向けた地域ぐるみの取組や、地場農林産物を活用する6次産業化を図りながら農林水産物等販売業の導入を促進する。

(6) 文教施策

- ・ 安全な教育環境のもとに健全な児童の育成を図るため、小学校の危険改築事業を推進する。

(7) 社会、生活環境施策

- ・ 地域住民の快適な生活環境の向上のため、農業集落排水施設等を整備する。
- ・ 住民の安全な生活を維持するため、消防防災施設及び防火水槽を整備する。
- ・ 健康で快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るため、雫石町公共下水道及び北上川上流流域下水道を整備する。

(8) 高齢者福祉施策

- ・ 高齢者の増加に対応して高齢者介護サービスを確保するため、介護施設整備等の介護サービス供給体制を整備する。

(10) 国土保全施策

- ・ 土砂災害の防止を図るため、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。
- ・ 山地の災害防止及び林地保全のため、治山施設を整備する。

(11) 交流対策

- ・ 地域農林水産物の販売促進や都市からの移住促進に向けて交流人口を増大させるため、既存の体験交流施設、研修館、温泉保養施設の整備・再編や有効活用を図り、グリーンツーリズムをはじめとする都市農村交流を推進する。
- ・ 本地域を農林業や自然学習の場として有効活用するため、地域内外の子供を受け入れる地域内の施設や体制を整備する。

(12) 森林、農用地等の保全施策

- ・ 森林、農用地等の保全を図るため、間伐等森林の適切な保育管理と治山施設等の整備を進めるとともに、日本型直接支払を実施する。

2. 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり	○
記載なし	

V 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に指定されており、雫石農業振興地域整備計画が昭和 45 年に策定されている。また、森林法に基づく森林整備市町村に昭和 60 年に指定され、現在、雫石町森林整備計画（計画期間平成 28 年度～令和 2 年度）が策定されている。

このため、施策の実施にあたっては、雫石農業振興地域整備計画及び雫石町森林整備計画の基本方針の趣旨を踏まえ、自然と調和した、豊かさと活力に満ちた産業の町を目指し、施策を推進する。

また、雫石町では、令和元年に第三次雫石町総合計画後期基本計画（計画期間令和 9 年度まで）を策定し、～みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし～を実現するため、各分野における実現手段を体系化し、住民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針となっていることから、これを踏まえ、各種施策を展開することとする。

このほか、豪雪地帯、辺地、特定農山村等の地域指定を受けていることから、事業実施にあたっては、関係部局と調整を図りながら施策を推進するものとする。

さらに、地域の一部が十和田八幡平国立公園に指定されているため、事業実施段階においては、関係機関との調整を図りながら自然環境及び景観に配慮し、施策を推進するものとする。